

## つきまとい行為等の禁止に関する規則

(平成 15 年 12 月 19 日東京都公安委員会規則第 14 号)

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和 37 年東京都条例第 103 号。以下「条例」という。）第 5 条の 2 の規定に基づき、つきまとい行為等の禁止に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (位置情報記録・送信装置の範囲)

第 2 条 条例第 5 条の 2 第 1 項第 8 号の東京都公安委員会規則で定める装置は、地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）第 2 条第 4 項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。

### (位置情報の取得方法)

第 3 条 条例第 5 条の 2 第 1 項第 8 号の東京都公安委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法
- (2) 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複製する方法を含む。）
- (3) 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

### (位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為)

第 4 条 条例第 5 条の 2 第 1 項第 9 号の東京都公安委員会規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。
- (2) 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。
- (3) その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車、同項第 10 号に規定する原動機付自転車、同項第 11 号の 2 に規定する自転車、同項第 11 号の 3 に規定する移動用小型車、同項第 11 号の 4 に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 1 条第 1 号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

### (援助の申出の受理)

第 5 条 条例第 5 条の 2 第 2 項に規定する援助の申出の受理は、警視總監又は警察署長（以下「警視總監等」という。）が援助申出書（別記様式）の提出を受けること（当該申出が口頭によるものである場合にあっては、援助申出書に記入を求め、又は警察職員が代書すること）により行うものとする。

### (警視總監等の援助の措置)

第6条 警視総監等は、条例第5条の2第2項に規定する援助の申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容に応じて、次に掲げる援助を行うものとする。

- (1) 申出に係る条例第5条の2第1項の規定に違反する行為（以下「つきまとい行為等」という。）をした者に対し、当該申出をした者が当該つきまとい行為等の再発の防止をするための交渉（以下「再発防止交渉」という。）を円滑に行うために必要な事項を連絡すること。
- (2) 申出に係るつきまとい行為等をした者の氏名及び住所その他の連絡先を教示すること。
- (3) 再発防止交渉を行う際の心構え、交渉方法その他の再発防止交渉に関する事項について助言すること。
- (4) つきまとい行為等に係る被害の防止に関する活動を行っている民間の団体その他の組織がある場合にあつては、当該組織を紹介すること。
- (5) 再発防止交渉を行う場所として警察施設を利用させること。
- (6) 防犯ブザーその他つきまとい行為等に係る再発の防止に資する物品の教示又は貸出しをすること。
- (7) その他警視総監等がつきまとい行為等の再発を防止するために必要と認める援助を行うこと。

附 則 （略）

別記様式（略）